

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第3回）

1. 日 時 平成29年6月30日（木）14:00～16:00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館西館（金融庁）13階 第1特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，岩崎委員，亀井委員，金野委員，田辺委員，中川委員，西村委員，原委員，藤井委員，藤田委員（計10人）
外部有識者 乗京 飛島建設株式会社代表取締役社長，嶋村 全国伝統的建造物群保存地区協議会（伝建協）代表（亀山市市民文化部文化振興局長），西井 尾道市企画財政部文化振興課文化財係主任（学芸員），デービッド・アトキンソン 株式会社小西美術工藝社代表取締役社長（計4人）
文化庁 山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），大谷伝統文化課長，豊城参事官（建造物担当），石崎文化財保護調整室長，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本部研究官（計8人）
4. 議事等

【山本調査会長】 定刻になりましたので，ただいまより第3回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催させていただきます。御出席の皆様方におかれましては，お忙しい中お集まりくださり，誠にありがとうございます。

本日は，文化財の保存・活用に取り組んでおられる自治体や民間事業者の方々をお招きし，前回に引き続きましてヒアリングと意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず初めに，配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 伝統文化課課長補佐の菅野です。

本日の配付資料につきましてですが、資料は1番、2番、3番までございます。本日ヒアリングの方々から御提出いただきました資料になります。それから参考資料につきましては、1番の設置紙、それから2番の名簿、3番が前回は配付しましたが1枚紙と、それから基礎資料の参考資料4、皆様から御要望を頂きましたので、少し強化しておりますけれども、また、それぞれ御覧いただければと思っています。それから参考資料5番は、最近の政府の重要方針ということで、少し参考資料として配らせていただいています。落丁等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

【山本調査会長】 よろしゅうございましょうか。

議事に入ります前に、私、本日、事情がありましてどうしても出席しなければならない会議が重なってしまいました。したがって、会長代理の矢ヶ崎先生にお願いするところなのですが、矢ヶ崎先生も授業と重なっていて欠席ということで、亀井委員に代理で進行を途中からやっていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【山本調査会長】 では、亀井先生、またよろしく願います。

【亀井委員】 分かりました。

【山本調査会長】 それでは、ヒアリングに入りたいと思います。

まず、自治体や民間事業者のヒアリングとして、本日は4名の方をお招きしております。まず、飛島建設株式会社、乗京様でございます。よろしく願います。

次に、全国伝統的建造物群保存地区協議会を代表いたしまして、亀山市文化振興局の嶋村様でございます。よろしく願います。

3番目に、尾道市文化振興課の西井様でございます。よろしく願います。

4番目に、小西美術工藝社のアトキンソン様でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、早速でございますが、乗京様から御発表をお願いいたします。一応、15分ということでお願いしておりますので、どうぞよろしく願います。

【乗京社長】 飛島建設の乗京と申します。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

それでは、飛島建設が文化財等の保護に係る耐震補強等防災技術に取り組んでおりますので、その事例を紹介させていただきたいと思っております。

まず、弊社は、文化財に指定されました建物や文化財を収蔵する建物につきまして耐震補強などの提案を行ってきました。地震による建物被害の防止や有形財産の保全という観点から、今後とも防災技術のイノベーションを行ってまいります。

こういう工事中には、文化財の建物だけでなく、中に収められております国宝級の美術工芸品など、振動等、損傷を与えないように最新の施工技術も必要です。そういうことも含めて設計から施工に至るプロセスにおいて、弊社が技術で文化財を守っていく覚悟であります。以下に、当社が取り組んできた事例を紹介したいと思います。

まず一つ目が、曹洞宗大本山總持寺の香積台の場合です。これは、平成12年から13年において工事を行っております。有形登録文化財に指定されております建築物で、200年前に構築されて、80年前に名古屋から移築されております。柱自体に左右のひずみが生じまして傾いており、改修に至りました。

耐震技術としては3種類の技術を用いております。一つが「重ね柱」、もう一つが「亀壁」、あと「木造用トグル制震ブレース」という三つの技術を用いております。見にくいですが、写真2-2が木造用トグル制震ブレース、右の下の方にYの字、矢印のような形になっているのですが、これを木造用に改造したもので、「木造用トグル制震ブレース」と呼んでおります。

その右の写真、2-3ですけれども、亀壁と重ね柱。亀壁は、上の方の小さな窓を重ねたような構造の壁、下の柱がありますけれども、これはもとの柱に新しい柱を重ねまして新たに補強している工法です。それぞれ、下の方に大きくした写真を付けております。

重ね柱の方ですけれども、従来の柱に下の方に金具継手を用いまして一体化させて補強しております。今回の工事では、これを76か所施工しております。

右上に参りまして、これが亀壁です。大きく1枚分だけ取り出しております。この構造ですけれども、これは右側にありますように、2本の柱と上下の梁の軸組の間に入っておりますけれども、これが右また左に変形を起こした場合に、格子の中の壁が逆方向に回転して揺れを防止するというものです。今回の改修では、170枚の亀壁が施工されました。

もう一つのトグル制震ブレースですけれども、これは2本の腕と1本のダンパーがYの字と見えますか矢印のような形で構成されている木造用のトグル制震ブレースです。建物が揺れるときに梁の位置が水平に動く。てこの原理を生かしまして、この3本の棒がこのとき大きく動いて、ダンパーを効率よく動かして効果を生み出すということです。ですから、きっちり押さえてしまうと、逆にストレスが増えるのですが、こうやってダンパーに

よって、ある程度、柔軟性を持ちながら補強するというもので、今回のこの工事には12基設置されております。これが總持寺香積台の場合です。

その下が、区の指定文化財のS邸、これは個人邸なので「S邸」と呼んでおります。工事期間は平成12年に行っております。きっちりした写真を使えないので、写真はぼかしておりますけれども、東京都世田谷区の有形文化財に指定されている個人の住宅になっております。

昭和初期に建設されて、今では手に入らない、直径が同一断面の1本の杉の桁などが使われているものです。有形文化財に指定されているため、木や瓦、障子、畳などに損傷を与えないように改修工事を行いました。

2ページ目になりますけれども、これに用いましたのも、木造用のトグル制震ブレース、それと格子壁というものをを用いております。トグル制震ブレースは先ほど申しましたものです。あと、格子壁ですけれども、先ほど亀壁の場合は、中にある造りのものがくさびで打たれたものが動きましたけれども、これは格子自体が切れてきておまして、必要以上の——これも動く、中が柔軟性を持って対応するという格子の壁で、壁自体で補強しているものです。

4番になりますけれども、国立公文書館の場合です。これは平成24年から25年に掛けて設置したものです。1面が皇居側に向いておりますので、この1辺には景観上、補強ができませんでしたが、中には秘蔵書など重要な書類や書籍を保管しておく場所と地下倉庫があります。免震化というのは、一度、深く掘って基礎の部分からやらなければならないのですけれども、こういう倉庫や中に保管されている物に影響があるということで、免震化はできないという条件となっていました。

それで制震型の補強をしたわけですが、正面、皇居側以外の3面にトグル制震ブレースを用いて制震補強をしております。これも、特に1階が高床式といいますか、ピロティ一建物であるため、特に減衰が必要となりました。それも設計から施工に至っております。

5番が正倉院の西宝庫・東宝庫というのですか、もとの正倉院の両方に宝物殿、仮に宝物を置いておく場所です。工事期間は平成22年から平成25年になります。御存じのように正倉院の実際の文化財は茅葺の本殿に収められているのではなく、本殿の左右にSRC造で高床形式の東宝庫・西宝庫の中に収められております。

補強工事は、当然、音を出さないことが大前提となりますけれども、本建物の中には宝物がありますので、振動が伝わると壊れる危険性が非常に高いということで、低振動によ

る補強も求められることとなりました。また、免震化による補強は、免震化はだめだというふうなことであります。

写真が載っていますけれども、写真は高床式になっている一番下のところに、こういうふうにトグルを設置したという絵で、実際はこれは一応、宮内庁には届けてはいないのですが、こちらの方で検討されて写真も掲載しておりますが、こういうふうに1階のピロティ一部分での補強を行って、なおかつその設置の場合には、アンカーの施工ということに振動を少なくして、実際に現地で試験施工等々を行いまして、こういうアンカーの付け方も工夫して設置しております。

最後に、菅谷たたら山内の取組です。これは平成24年から現在も行っております。島根県雲南市の重要有形民俗文化財に指定されております菅谷たたら山内の保存・修復工事に平成24年から携わっております。

耐震としては最新のものをを用いているわけではありませんけれども、やはり伝統工法を熟知した大工さんを、これは徳島から見つけてきてまして、1本1本丁寧に解体して、腐っている部分等の構造部材を修復して組み上げ直しておるものです。現在、高殿という、右の方にある高殿の修復が完了して、こけらぶきの建物を一般公開されているということです。こういうような取組の仕方、伝統そのものですが、有形民俗文化財を守っているということになります。

最後になりますけれども、文化財や歴史的建造物の耐震補強は、人命の尊重は当然ですが、それとは少し異なりますが、地震による建物被害そのものや物理的財産の保全という、物を守るということが重要な位置付けとなっていると思います。また、文化財の建物だけではなく、その中に収められております美術工芸品などを工事中に損傷を与えないように、振動の低減や躯体を傷付けない細心の施工技術が必要となり、補強後の地震に備えるだけでなく、工事中のプロセスも一連の耐震補強に求められる重要な防災技術であると十分認識して、現在も研さんしているところでございます。

兵庫県南部地震、東北地方の太平洋沖地震、熊本地震など、経験したことの無い地震が約20年間に立て続けに起こっている事実を鑑みますと、改めて人命や有形財産を守ることが重要な防災対策であると考え、当社の使命であると思っております。

また、地震後も、機能の維持、再使用が可能であることが今後の要求性能であると認識しております。さらに技術向上を図り、手前みそになりますけれども「防災のトビシマ」として、今後も社会に貢献していけるように努力してまいります。

最後に1枚、本当に恐縮ですが、うちにほかにも取り組んでいるものがありますので、紹介しておりますが、右上にあるのが飛騨高山のミュージアムのドームです。地下ドームを掘りまして、この中に高山祭の山車などを保存している。これも実際に美術館として、今、使用されているもので、その美術品や文化財それぞれによって、いろいろな現状やこれからの残し方が必要とされるものがあると思いますけれども、ある程度、技術は進歩しておりますし、その技術の組み合わせの中で達成可能だと思っておりますので、引き続き研さんしていきたいと思っております。

私からの事例紹介は、以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございました。

意見交換全体としては最後にまとめて行いたいと思っておりますが、乗京様におかれましては、この後、また御予定があるということですので、乗京様の御質疑については、今の段階でやらせていただきたいと思います。

お聞きになって御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います、いかがでしょうか。

【亀井委員】 東京文化財研究所の亀井でございます。建築の方をやっておりますが、大変興味深いお話、ありがとうございました。

耐震補強は非常に重要な課題でありまして、歴史的な建造物のよさを守りながら、しかも、中に使う人たちの安全をいかに確保していくかは大きな課題であります。飛島さんの場合には大変な御苦勞をされて幾つかの新しい工法を応用しながら、その場に合った補強を図られていると拝聴いたしました。

一つ気になったのは、曹洞宗の香積台の件ですけれども、何か非常に重たいような印象を与えているように思います。全体を見てみないと分からないのですが、いわゆる書院造り風の独特の雰囲気がかぶとをかぶったような感じの印象を受けるのですが、所有者の印象というか使い勝手を含めて、どんな感想を持たれたのか、その辺は伺っているのではと思うのですが、御紹介願えませんでしょうか。

【乗京社長】 実際、こういう色をしているので、余計に重厚な感じがあるのですけれども、木造であることで、そういう意味では、今、運搬とか設置といういろいろな工法を用いられますので、使い勝手や設置方法はそれほど苦勞したということではございませんし、こういう亀壁もそんなに重たいものではありませんので、見た目は、結構、重たく感じますけれども、実際、作業をする人は大変だとは思いますが、この写真よりはまだまだ

しかなということ、それと、柱なんぞは重ねていますので、古い柱に新しいものをやっているということ、それと新しい柱の方にいろいろな構造のものを付けているということもありまして、それから古いものを守りながらですけれども、古いものはやっぱり結構しつかりとした重たいものですが、構造上しっかりしていますけれども、ある程度昔風の重たいだけでなく、強度の全体としてもたすような設計にしております、そういう意味では使い勝手はまだましな方かなと。要するに、施工側としてもそんなに難しい方向ではなかったかなと聞いております。

【亀井委員】　　そうですか。ありがとうございます。

これを見ていると、将来、もう少し簡易な、より強固なやり方、素材が見つかって、それに取り換えることができるような工夫もされているように見受けられますけれども、それでよろしいですか。

【乗京社長】　　そのとおりです。今の材料と一緒にやっているだけで、将来またいいものができれば、新たに付け換えることは十分可能です。

【亀井委員】　　ありがとうございます。

【山本調査会長】　　ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

【藤田委員】　　すばらしい技術を活用していただいていると思うのですが、このトグル制震ブレースというのは、飛島建設の独自の技術ということで、特許はあるのでしょうかしら。

【乗京社長】　　この構造は、同じような形、考え方は、よその会社さんもやっておりますけれども、全くのこの造りは弊社で特許化しております。

【藤田委員】　　もう一つ。

【山本調査会長】　　どうぞ。

【藤田委員】　　そうしますと、例えば公共的な工事だと余り工法指定ができないというのがあって、そうしますと、設計施工みたいな形でデザインビルドみたいなことでやれば、飛島の技術をそのまま使えるということになるのでしょうかしらね。

【乗京社長】　　そうです。これを直接使っていただくというのは、それはうちの会社としてはありがたいことですが、こういう構造で制震をしてくださというものは、ほかの場合もあります。でも、設計施工でやるといいますと、当然、我々はこれを組み込んで、ほかのまたいろいろな組み合わせの中のうちの一つとして、主力工法としてうちとし

では認識しておりますので、設計施工になれば、当然、これを設計に入れ込むと考えております。

【藤田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

ほかに何か今の段階でございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、乗京様、ありがとうございました。

【乗京社長】 どうもありがとうございました。

【山本調査会長】 乗京様におかれましては御予定があるということで退席されますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【乗京社長】 また何かありましたら、メールか何かでも頂ければと思います。

【山本調査会長】 はい。どうもありがとうございました。

それでは、二つ目に、全国伝統的建造物群保存地区協議会、亀山市の文化振興局の嶋村様、よろしく願いいたします。

【嶋村局長】 全国伝統的建造物群保存地区協議会全国の方から参りました嶋村と申します。私ども伝建協といいますのは、文化財保護法上の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けております市町村の集まりでございます。本日は、伝建協として、私どもとしては事務局を担当する者ではございますけれども、伝建に関してお話しさせていただくということでございます。

まず、伝建制度でございますけれども、昭和50年の文化財保護法の改正によりまして制度化されまして、既に42年が経過したところでございます。集落・町並みの保存のための制度ということでございますが、市町村が地区を決定するというところでございまして、制度を実質的に運用しておりますのは市町村でございます。「重伝建」と略することがあるわけでございますが、重伝建の「重」が付いておりますのは、市町村の申出によりまして国が選定をしたというものでございます。

保存地区におきましては、個々の建造物に関しましての現状変更の規制などを行っておりますけれども、この許可権限については、それぞれの市町村が有しているところでございまして、各市町村におきましては、この伝建地区を設定する段階で設けます保存計画に基づきまして修理修景事業でありますとか防災事業など、これを直接事業あるいは間接事業として実施しているところでございます。

制度ができて42年を経過したところでございますが、現在、選定を受けておりますのは43道府県94市町村がございまして、全国に114地区の重伝建地区があるという状況でございます。

この全国の保存地区におけます諸数値ということで、下に三つの数字を挙げさせていただいておりますが、保存地区の面積、これは3,877ヘクタール、保存地区内におきます総人口が4万6,000人余りということでございまして、そういう意味で言いますと、全国の114の地区で一つの市に相当するぐらいの規模・面積を有しているというところでございます。

この中に建造物としては4万1,000棟余りの建造物がございまして、このうち歴史的・伝統的様式によりまして建てられた建物が1万4,000棟余りあるという状況でございます。

こうした伝建地区の特性でございますけれども、地区内に多くの住民が生活をしながら保存しているところが最も大きなところでございまして、特に地方都市に、とりわけ小規模な都市においては、地域社会における中心的な生活空間となっているところでございます。

伝建制度は物理的な環境を守るためのものでありますけれども、地区の運営は地元になされております。結果として地域の有形・無形の文化財、こういう多様な地域的な特徴を示す文化財を総合的に保存・活用し、そこに社会活動として様々な人が協働できる文化的・社会的基盤として機能していると思っておりますところでございます。

伝建協でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、国の選定を受けております重伝建地区を有する市町村によって構成されておきまして、選定の進捗によりまして、現在、94の市町村によって構成されているところでございます。

「会員の特性」ということで、それぞれ人口規模を下に表として示したところでございますが、御覧いただきますとおり、圧倒的に1万人から5万人規模の小規模な都市が中心となっているところでございます。

また伝建協に加盟しております市町村においては、例えば歴史的風致維持向上計画、これは文部科学省、国土交通省、農水省の共管するものでございますけれども、こうした策定状況を見ますと、現在、認定62都市中24都市ということで、39%が重伝建を持っている都市が参画をしているところでございまして、平成21年1月が第1次認定でございましたけれども、第1号の認定におきましては、5都市のうちの4都市が重伝建の選定都市でございました。

また、歴史文化基本構想の策定状況を見ますと、策定60計画中の15計画、日本遺産の認

定状況を見ますと、認定54件のうち20件が、それぞれ重伝建を有する市町村が関わっているところをごさいますて、伝建制度に関わらず歴史を生かしたまちづくりの中で積極的な役割を担っていかうとしているところをごさいます。

こうした選定そのものは一つ一つの市町村ではごさいますけれども、これらが集まって活動しております伝建協の活動の意義をごさいまするが、伝建事業といひますのは「三位一体」といふことがよく言われるところをごさいます。そこに生活をしております住民、そして、現状変更等の許認可に当たる行政、そして学術的な部分での支え、あるいは修理修景などを担当する専門家といふふうな三位が連携する、これが継続的に行っていくところをごさいます。それぞれの伝建地区においては、この三者がおおむね良好な関係にあると思っております。

その上で、伝建協は市町村同士の集まりではごさいますけれども、これに加えて、伝統的建造物を所有し、また、地区に住まわれている皆さんの参加交流のプログラムといふものを伝建協の総会の中で行っておりますして、住民の交流にも積極的に取り組んでいるところをごさいます。

また、伝統的建造物群の保存・修理修景事業をごさいまするが、これは各市町村で行うものではごさいますけれども、全国的に29年度の実施中の数を示しておりますとおり、ほぼ全ての地区で修理修景事業、あるいは防災施設、地域活性化事業等の事業に取り組んでおりまして、105地区での修理修景事業の実施は、1地区5件ずつと考えましても、1年間で数百棟、500棟を超えるような修理修景事業が毎年実施されているといふ状況をごさいます。

他の文化財建造物の修理事業は、どちらかといひますと単発的でありますのに比べますと、非常に継続的に地域で実績を積み重ねるということに取り組んでいるところをごさいます。

また、町並みといふことでいひますと、外観のみかと考えられるところもごさいますけれども、実際には外観だけではごさいますせん。個々の建造物で生活し続ける、中で暮らしを続けるといふ観点から、防災等にもこの修理は資するものをごさいますして、そういうふうなことの中で、その地区に住み続けながら地区全体を守っていくことに取組を継続しているといふことになります。

また、文化財建造物の保存と活用に継続的に取り組むといふことの中でいひますと、市町村施策としての定着といふことが見られます。制度自体が42年と申し上げましたけれども、この伝建事業に40年以上にわたって取り組んでいる市町村においては、町並みを保存

するということが、自体が地域の一つの活動になっていっているところでございます。

また、こうした継続的な事業の中で、市町村によりましては建築技術系の職員を配置しているところもございまして、先頃の東日本大震災においては、会員自治体からの派遣者によりまして震災復興に協力するという会員の中での協力も行っているところでございますし、そうした技術系の職員は、各地域において歴史的な建築の保護などに組み込まれておられます。ヘリテージマネジャーの方との連携も進めているところでございます。

伝建地区の中には古くから「売らない。貸さない。壊さない。」という精神をもって表明しているところもございまして、なかなか閉鎖的に感じられる文言ではございますけれども、この言葉は、地域住民が主体となった文化財の保存と活用を示したものでございまして、活用を拒むということでは決してなく、外部資本の参入をそこに生活する人々が審査、あるいは一緒に取り組める人をどのように入れていこうかということをしかりと吟味するのだという思いが入ったもの、そういう精神だと理解しております。

会員市町村それぞれが特色のある保存地区の活性化策に取り組んでいるところでございます。まちづくりや地域振興への取組の蓄積、そして会員市それぞれで行われている様々な取組の蓄積も伝建協としては集約をした中で、様々な今後に向けてのヒントになるようなものを持っていると考えております。

さて、伝建協の中に加盟しております各市に共通する課題として幾つかのものを挙げさせていただきます。例えば地方都市においては、保存・活用を支える地域のコミュニティーの維持が非常に困難になってきているところが、まず大きなところでございます。また、所有者等の管理放棄などによりまして伝統的建造物の保存に支障を来す事案も発生してきている中で、空き家の対策が喫緊の課題となってきているところでございます。また、保存が非常に進んできているものの、積極的な活用に向けた資金あるいは体制が不足しているところもございまして、こうしたところは、やはり中心になっております5万人程度の小都市にとっては、そうした財政的な、また、体制的な課題が非常に大きいところがございます。

また、通過型観光が主流でございまして、地域への波及効果がなかなか私どもでも不明確、把握をしにくい状況が正直でございますし、観光誘致に関する具体的な目標が設定されていない場合も多く、近年は内外から非常に、ある意味、過大な期待もあるように感じているところでございます。

こうした課題に伝建協としてどのように対応していこうかということもございまして、

一つは、まだまだ重伝建地区というものの知名度が低いということもございますので、伝建というもののPRは114地区全体で取り組んでいく必要があるのかと考えております。

また、先ほど、非常に喫緊の課題として空き家問題を申し上げましたけれども、伝建協の中には平成28年度に「伝統的建造物空き家対策ワーキンググループ」を設置しております。この中で協会として空き家問題にどのように取り組んでいこうかということの検討を進めているところでございます。本日の発表につきましても、このワーキングの中で様々な議論をさせていただいておりますことを中心としてお話しさせていただいているところでございます。

この空き家のワーキングの中では、様々な検討を行っておりますけれども、まず、伝建地区内にございます空き家というものが、所有者個人にとっては、ある意味、負の財産でございますけれども、地域にとっては今後を考える上で非常に重要な資源であるという考え方をしております。

保存地区において空き家が問題化していくプロセスを三つ設定しております。最初は地域や所有者の事情によりまして空き家であるものの管理は行われておりまして、これは要するに活用が十分になされていない状況だと、まず最初の段階と考えております。

次にそれらが活用されないことが常態化し、さらに相続などの問題によりまして管理が実質的に行われない状況へと進み、さらに管理不全が長期化した中で建造物の破損などが進行した状態へと、だんだんと空き家の問題が深刻化していくと考えております。つまり、管理と活用のバランスがどういうふうに崩れていくのかが、伝建地区内の空き家問題の進行に影響しているのではないかと考えております。

歴史的資源を活用した観光まちづくり施策など、古民家の活用を求める社会状況の中で、会員市町においても空き家を活用した宿泊施設整備などによって先進的な取組を進めておられる地区もございます。協会としまして、こうした活動には積極的に関わっていきたいと考えているところでございますが、一方で、相続問題や活用のための資金確保、活用上生じる法規制など、個人や地域、自治体ではなかなか乗り越えられない現実的な課題もあるものと考えております。

そういう中で、伝建協としての空き家問題に対する取組の方向性としては、地域の財産として地域の伝統的建造物の管理の充実を図ること、また、新たな資源として活用を推進していくこと、さらには伝建というものが公共財であるとの視点から、諸制度や事業等の見直しを図っていくというところを、重点的な方向性、目標と考えているところでござ

います。

その上で、私どもとしての提案事項を幾つか挙げさせていただきました。

伝建地区では文化財の保存とともに地域の持続的な発展を目指しているところでございます。修理修景事業によります建造物、個々の人たちにとっても建造物の健全化と活用や、活用を支える地域のコミュニティーの維持・活性化、そして保存地区周辺地域との連携と経済的効果の波及によりまして、文化財の保存と活用の好循環を形成していくということであろうと考えております。そのためのキーワードとして三つ、まずは、活用と管理を担う人々を保護の仕組みの中に位置付けることが必要ではないかということ。二つ目として、地方行政の体制の強化が必要であろうということ。三つ目として、保存計画の項目と位置付けを見直すべきではないかということでもあります。

一つ目でございますが、地域の人材や、NPO等が伝統的建造物の活用・管理へ主体的に参画する、そうした仕組みを作っていきたいということでございます。

民間所有で管理等が不全状態の伝統的建造物については、行政やNPO等が管理に関わることができる制度が必要と考えております。例えば所有者に代わって、一定の費用負担なども含めてでございますけれども、伝統的建造物を管理・活用するNPO等の社会的な位置付けを明確にし、団体の信頼性を裏付け、地域での活動をしやすくなるようにする仕組みを作ることができないかということを考えております。

また、総じて現在の文化財保護法においては、所有者の管理責任をうたうだけで、活用や管理を担う人の位置付けに欠けていることが課題と考えております。今後は、活用の進展によりましてよりよい管理を導く発想で制度を見直していくことが必要ではないかと考えます。

これらについては、景観法における景観形成機構や歴史まちづくり法におけます歴史的風致維持向上支援法人のような協力者・協力団体を法的に位置付け、支援する仕組みを参考にできないかと考えております。

これらとともに、地域人材の育成、特に地域での経済活動の中で地域の文化財を支える人々を一緒に作り上げていくということが求められると考えます。

2点目の「地方行政の体制の強化」でございます。伝統的建造物の活用・管理に関して、地方公共団体による行政的な関与を高めていく上では、伝建行政に関わる職員の職務的な位置付けでありますとか技能を高めていく必要があると考えます。伝建を担当する職員は、現状変更許可業務、あるいは保存・修理修景事業における文化財の価値の担保を担うとと

もに、活用や管理に関して所有者の最も身近な相談者でもあります。残念ながら現実的には多くの市町村で文化財担当者が何種類もの文化財を担当しており、活用のための企画や調整に時間を割くことが難しい状況がございます。

また、多くの市町村で伝建の担当職員が一定年数で異動していくということで、地域のまちづくり、あるいは中長期的な戦略的な課題には対応しづらい状況が現実的にはございます。

伝統的建造物の保護行政に一定のスキルを持った専門職員を配置する手立てが必要ではないかと考えます。例えば一定の研修によって伝建推進官のようなものを選任する、そういったことも一つの考え方ではないかと考えるところでございますし、あるいは文化財保護法の中にございます「文化財保護指導員」のような仕組みを応用できるのではないかと考えております。

また、人件費、これが市町村にとっては非常に専門職を設置する上ではネックになるところでございまして、文化財に対するこうした人件費としての特別交付税はないかというようなことを考えるところでございます。

そして、最後に、「保存計画の項目と位置付けの見直し」でございます。例えば保存計画に伝建活用支援団体や管理活用相談員を位置付けることができれば、当該団体の社会的な位置付けを明確にし、団体の信頼性を高め、地域における活用がしやすくなるのではないかと考えますし、また、保存条例の制定だけではなく、保存計画の策定を伝建地区の方の手続の一つとして文化財保護法に明確化し、省令に保存計画に含めるべき項目を明示することによって、市町村は計画に位置付けたものとして取組をしやすくなるのではないかと考えております。

また、活用や管理を担う人・団体の社会的役割の明確化、保存計画への法的位置付け、明確にすることも大事なことだと考えております。歴史的集落町並みの活用に関しては、住民合意の下に、その地域にあって成長の目標を立てていくことが今まで余りなかった部分ではないかと思えます。その目標を達成し、それに向けて指標を準備することで、町並み空間や、これを活用した観光等の質を保つことも可能になるのではないかと思えます。

保存計画の役割というものも、制度が40年を経過している中で、時代とともに充実・発展させていくことが大切ではないかと考えております。特に保存地区個々の特性に注視したこれまでの保存計画に、地域の成長の目標や活用等に関わるアクションプログラムを加

えることで、具体的な取組を進めやすくなるばかりでなく、広域における連携が進めやすくなるものと考えております。

最後に、「広域連携に向けて」でございますけれども、地方創生や観光振興という枠組みの中で最終的にはDMOの設置などに至ることができれば理想的であろうとは考えておりますが、ここに至れる可能性は、伝建協会員市町村の規模や財政状況によってかなりばらつきがあるものと考えております。

また、地方創生や観光振興の取組が十分な成果を得られないときや、国の重点施策が他にシフトして今ほど手厚い国の支援が得られなくなったとしても、その影響を文化財から排除し、次の可能性を探っていく自立性を保っていることが必要であると考えておりました。こうした意味で、今後も私ども伝建協としては会員市町との連携を強めながら、各地区で行われております先進的な課題などを共有しながら、また一方で、制度についても積極的に提言させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【亀井委員】 嶋村様、どうもありがとうございました。

以下の進行は亀井の方でさせていただきます。

次に、西井様、よろしく願いいたします。

【西井主任】 失礼します。私の方で広島県尾道市での歴史文化まちづくりの取組事例について御報告させていただきます。私の資料は、お手元のパワーポイントを印刷したものの、それから「尾道市歴史文化基本構想」の概要版と「尾道市歴史的風致維持向上計画」の概要版を御用意させていただいております。そちらを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

広島県尾道市は、中国地方瀬戸内海のちょうど真ん中あたりに位置しておりまして、広島県の中でも南東部に位置するまちでございます。人口は14万人ほどになっておりまして、平成17年の「平成の大合併」によりまして五つの町が合併しまして、今の現在の尾道市という形になっております。現在は、島から沿岸部、そして丘陵部といいますか、山と海と、島と、そういった形のいろいろな文化を併せ持ったまちということになりました。

昔の歴史を言いますと、中世からの港町ということで、瀬戸内海でも随一の港湾都市ということで現在まで繁栄してきております。特に、こういったレモンが有名なのですけれども、きょうお話しするエリアといいますか、特に尾道といいますと、恐らく皆さん、坂道とか、あるいは映画の町というようなイメージをお持ちかも知れませんが、特にそう

いった映画とか坂道がある場所、この尾道の旧市街地、尾道市役所周辺2キロぐらいの狭い範囲なのですが、こちらで今行われている取組について御報告させていただきたいと思えます。

最近ではしまなみ海道、愛媛県の今治市とつながっておりまして、橋と島を渡っていくサイクリングのコースが、今、世界的にも有名な場所になっております。

こちらが、今お話しした尾道の中心部です。実は平成27年に日本遺産に認定いただきまして、尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市、箱庭のような町というようなことで日本遺産に認定いただいたエリアでもございます。こちらにつきまして、きょうは、今、いろいろな取組をしておりますので、御報告させていただきたいと思えます。

尾道市は、先ほど平成17年に合併したと申し上げましたけれども、その頃から実は、世界遺産に登録したいというか、申請したいという、いろいろな取組を、市民の方の御意見もあって、先ほどの旧市街地の部分を世界遺産にできないかという運動がございました。

ただ、なかなか難しいところもあったのですけれども、それに併行して、そこに一体どういったものがあるのかをきちんと調べようということで、平成18年から歴史的建造物及び町並み調査という形で、これは単市でこの旧市街地の空き家であったり、あるいは歴史的建物であったり、そういったものの調査をさせていただきました。

そういった中で、平成20年に文化庁さんの方で「文化財総合的把握モデル事業」という「歴史文化基本構想」を策定するモデル事業を認可いただきまして、3か年掛けて歴史的建造物及び町並み調査の成果とともに、このモデル事業によって旧市街地にどういったものがあるのかをきちんと調査と把握をさせていただいて、それを「歴史文化基本構想」に反映させたという形になっております。併せて「文化財保存活用計画」も策定させていただきました。

その中身につきましては、基本構想の概要版に簡単には書いてございます。関連文化財の部分と歴史文化保存活用区域、こちらを設定いたしまして、港町でありますとか、あるいは村上水軍とか、あるいは海道とか、宿場町とか、いろいろな尾道に関わるテーマを関連文化財群として設定させていただきながら、区域を設定して文化財の保存・活用に取り組んできたところでございます。

それから平成24年になりまして、そういった基本構想を前提にして「歴史的風致維持向上計画」も策定いたしまして、こちらも国の認可を頂きました。10か年の事業ということで、現在は5年目に入ってきているところでございます。

そういったまちづくりを継続的に行っていく中で、まだまだやはり保存・活用が不十分といたしますか、情報発信がなかなかうまくできていなかったこともあるのですが、平成27年から日本遺産制度が文化庁さんの方で設定されまして、こちらでこういったまちづくりに取り組んでいる区域を国内外にPRしたいということもありまして、日本遺産に申請させていただきまして認定を頂いたところでございます。現在も「日本遺産魅力発信推進事業」に取り組ませていただいているところでございます。こういった、平成18年から10年間ぐらいの尾道市の歴史文化まちづくりの流れがでございます。

そうした中で、現在の展開ですけれども、これは私の方でざっくりと作ったものなので、これが正確かどうかは分かりませんが、尾道市では「歴史文化基本構想」を基本方針といたしまして、その下に「文化財保存活用計画」と「歴史的風致維持向上計画」によって文化財の保存修理でありますとか、防災・防犯、それから普及啓発、そして歴史的風致の方で周辺環境整備ですとか、あるいは空き家再生・修景、景観まちづくり、こういった取組を進めているところでございます。

さらに「日本遺産」というもう一つのツールができてまして、こちらで情報発信と人材育成、そしてブランド力の発信、こういった形の3点セットといたしますか、この三つの手段を使って尾道市は現在、歴史まちづくりに取り組ませていただいているところでございます。

「歴史文化基本構想」、ざっくり申し上げますと、総合計画の下にあるマスタープランという形の尾道市は位置付けでございます。先ほど言った山と海と島の多様な歴史文化をどうやって一体的なものにするか、どういうふうに尾道市民の方にとってより誇りに思えるものにするかというところで、なかなか苦慮したところはございます。

それから、この頃からちょうど文化財保護部局、私どもがおります文化財部局と、それから都市開発、都市計画の部局と、今、一緒に連携させていただいております、もう10年ほど一緒にいろいろとさせていただいておりますけれども、私ども、今、教育委員会ではなくて市長部局に入っております、一緒に取組をさせていただいているところでございます。

それから、先ほど言った歴史的風致の中で、文化財とその周辺の環境整備を併せて実施するという取組も進めさせていただいております。

それから、ちょっとまだこれは準備期間中ということもあるのですが、「尾道市民遺産制度」を基本構想の中で提示しております、市民の方がよりよいと思うものをどんどん市民遺産として登録していこうという制度も、現在、準備中でございます。

こちらが「文化財保存活用計画」で提示している事業でございます。この後、写真等で御覧いただきますけれども、こういった文化財の保存修理、それから文化財の普及啓発、調査研究、こういったものを重点的に行わせていただいております。それから、「歴史的風致維持向上計画」を作成しますということも、この保存活用計画の中で提示させていただいております。

これが、私どもが本来やっている仕事ですが、文化財の保存修理です。左上は国宝と重要文化財の建物がある浄土寺というお寺、こちらの庫裏客殿をこれは重要文化財ですけれども、江戸中期の建物ですが、こちらを修理解体していた時期でございます。こちらは平成26年度で完了いたしまして、現在はきれいな姿になっております。

右上は、登録文化財のみはらし亭という大正時代の旅館だったのですが、長年空き家になっていまして、こちらを民間の団体である空き家再生プロジェクトさんが活用されて、修理も所有者さんとの連携の中でこういった、これは写真が分かりにくいかもしれませんが、斜面地を本当にぎりぎりのところに建てている、坂の上に建っている建物で、非常に工事は難航といいますか、非常に難しい工事だったということです。ただ、こちらも文化財の部局と市の建築指導の部局と連携しながら、安全かつ民間の方がやりやすい形で修理をしていただいた事例でございます。こちらは今も完成しておりまして、現在はゲストハウス兼カフェということで、観光ルートの中あたりにある場所なのですが、こちらにも非常に活用していただいているところでございます。

それから右下は、現在実施中で、これは本当に先々週ぐらいに撮った写真ですけれども、重要文化財の常称寺という時宗の寺院です。こちらも本堂、観音堂等を解体修理を行うことになっておりまして、大体10億円ぐらいの予算になるのかと言われておりますけれども、現在、これは観音堂という重要文化財の解体修理を行っているところでございます。こちらは、今年度から開始したところでございます。

それから左下は、文化財愛護少年団という小中学生を対象にしたこういったお寺めぐりとか文化財めぐりをしながら地域学習をさせていただいているところでございます。

それから、こういった形も、これは文化財の普及の方ですけれども、小中学生を対象にした土器作りですとか、左下のような市民を対象にした文化財めぐりとか、あるいは右のこういった冊子ですね。「北前船」と、こういった歴史を書いた冊子等を作成させていただきながら、市民の方に、より尾道を知っていただく取組をさせていただいております。

先ほどが「文化財保存活用計画」で取り組んでいる事業なのですが、こちらは「歴史的

風致維持向上計画」で取り組んでいる事業でございます。こちらは、私ども文化財部局と、それから都市計画の部局と一緒に連携しながら、30の事業に取り組ませていただいております。

こちら重点区域という形で、先ほどちょうど日本遺産のエリアを——順番が違いますが、重点区域だったところが日本遺産のエリアになったという形なのですが、歴史的風致が、この重点区域に設定しているエリアの、先ほどの旧市街地のエリアでございます。

歴史的建造物の保存修理と良好な市街地の環境整備、景観保全、それからまちなみ回遊性の向上、それから普及啓発、こういった取組を、今、させていただきます。

これは先ほど出ました。左上が完成した浄土寺の庫裏客殿です。右が、まだ修理をこれからする常称寺の本堂。これは室町時代中期の建造物になっております。これも、これから解体修理を行う予定になっております。こういったものを今現在——左の浄土寺は完了しておりますけれども、右側の常称寺はこれからどんどん進んでいくところでございます。

それから道路美装化。これは文化財の周辺環境、まちなみの回遊性もあるのですが、町並みの保全という形で、左側のアスファルト舗装のようなものを、今、石畳風に美装化しているということを現在も行っております。この通りは、町中をちょうど貫通している西国街道という歴史ある通りでして、こちら重点的にこういった形で美装化している事業です。

それから夜間景観ということで、こういった趣のある形の防犯灯に換えているというようなこともこの中で取り組みさせていただきます。

それから、歴史的建造物になっている空き家等の改修に補助金を出していくことも行ってまして、こちらの写真は、左側が改修前、右側が改修後という形で、こちらは一般企業さんが買い取りした、昔からある歴史的な洋館を改修されて、現在はこれもレンタルハウスという形で、1回7万円ぐらいで建物を貸して活用していただいているという、非常には豪華ホテルのような形のきれいなものなのですが、外観をきちんと残していただきながら活用していただいている建物でございます。これも斜面地、坂にある建物になります。

それから景観行政といいますか、景観まちづくりという形で、これは景観条例ができる前なのですが、平成17年に尾道駅という尾道の中心のすぐ真横に、実はマンションができるという計画が持ち上がりまして、市民の方がここに建てたら景観が大変なことになるといって市民運動もいろいろ起きまして、これを中止といいますか、市が土地そのもの

を買い取って、こういった形で今現在は公園になっております。こういった形で市が購入することによって、土地を買うことで景観を保全するという取組もさせていただいております。

それ以外にも民間の方と協力させていただきながら、屋上の広告物撤去、こういった形でなるべく先ほどの箱庭的都市の景観を残していくという取組を、民間の方と連携しながら進めさせていただいております。こちら補助金等を出させていただいて、今、もし尾道に来ていただければ分かると思いますが、ほとんど屋外広告は見えないといいますが、ほとんどない状況になっております。

それから、歴史的風致の中で特に私どもが重要視している事業としまして、空き家再生がございます。特に尾道の場合は官民連携という形で、民間に非常に強力なといいますが、非常に有力なNPO法人等がございますので、こちらと連携を取りながら、現在も空き家の取組を進めているところでございます。

尾道市では平成21年から空き家バンク——「尾道市空き家バンク」はもっと前からあったのですが、行政がもともとは担当していたのですけれども、ただ、余りにも稼働率といいますが、本当に行政がやると余りうまくいなくて、そこにNPOさんに入っていただいて、一部委託をさせていただいて、空き家バンク制度と一緒に、今、取り組んでいるところでございます。非常に稼働がすごくて、80件以上の成立ができていたというようなことでございます。お互いに苦手といいますが、できない部分を補完しながら、市では実態調査をしたり、あるいはNPOの方では、動きやすい情報提供や活用相談等、非常に機動力がありますので、民間の方と一緒にできないことをそれぞれ補完しながら、今、取組を進めているところでございます。

ざっといくと、ちょっと分かりにくいですが、尾道は大体企業、それから個人の方、それから空き家再生プロジェクト、この3種類の方々が空き家再生に取り組まれております。その中で市では補助金等による支援、あるいは行政的なそういう建築指導とか、あるいは文化財的な歴史的な裏付け等を市の方で支援しながら、空き家バンクを使っただきながら、空き家再生と活用を進めているところでございます。

NPOの尾道空き家再生プロジェクトは、もう10年たちますけれども、こういったみはらし亭、これが先ほど出たもので、左側が修理前、右側が修理後という形で、もともとの黒漆喰の建物に姿を戻しながら、外部景観を残しながら再生していただいた物件でございます。

それから、これは左側が登録文化財ですけれども、旧和泉家別邸、尾道では「ガウディ

ハウス」という言い方をしまして、非常に入り組んだ木造地下1階の上2階ですけども、裏側に洋風な洋館部分がありまして、和洋折衷の住宅になっています。こういった建物を今後改修しながら、恐らくNPOさんの本拠地になっている建物でございます。

右側も空き家再生プロジェクトさんの物件で、こちらは一瞬洋館風に見えますけれども、これも木造の和風の建物という形で、シンメトリーの形になっています。これも大正時代の建物なのですが、こちらも再生されて、個人の方がお住まいでございます。

【亀井委員】 西井様、恐れ入りますが、そろそろまとめに入っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【西井主任】 済みません、こういった形で再生物件もたくさんございます。

それから企業のこういった取組です。これも先ほど言ったディスカバーリンクせとうちさんが取り組まれている物件です。

これも企業さんの取組で、倉庫です。海側の倉庫を活用して、こういった自転車のレストランとかホテルに活用されている事例がございます。

これも個人の方の取組で、昔の民家を活用して猫のグッズハウスとかカフェに活用されています。

これは市で取り組んでいる多元化の総合案内板とか、市の方でこういったライトアップ事業にも取り組んでおります。

それから日本遺産に認定いただいたというところで、日本遺産を広める事業も現在取り組ませていただいている中で、今、非常に尾道ではこういった観光客が伸びているという事例がございます。外国人の方も非常にたくさん来られているということで、課題は、やはりたくさん来られている方々にどういったさらなるおもてなしと、受け入れ体制がまだまだ不十分なところがありますし、空き家はまだまだこれから再生していく事業もありますので、こういったことをどこまで限られた財源の中でできるのか、民間とどういうふうな取組をしていくかがこれからの課題となっております。

済みません、超過しまして。以上でございます。

【亀井委員】 どうもありがとうございました。急がせて済みません。後ほどまた意見交換の場がありますので、言い足りなかったことを追加していただければと思っております。

では、引き続きましてアトキンソンさん、よろしく願いいたします。

【デービッド・アトキンソン社長】 ありがとうございます。

頂いた宿題で、このページの「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について」に対するコメントですけれども、「現状と課題」で、個々の文化財を点として保存していることは、まさにそのとおりで、観光客からすると、神社であれば見えない御本殿がばっちり修理されているんだけれども、指定されていない、それしか入れない拝殿が全く修理されていなくて、傾いているとか、ぼろぼろになっていることは多々あります。

結局は、文化財的価値云々という考え方は分からないわけではないのですけれども、普通の観光客からすると、文化財は、例えば神社で境内全般にそのような見方になっていますので、ここの一部、ここの一部、ここの一部というような考え方になっていませんので、文化財という建築的な考え方ではなく、その境内そのものが一番重要なところではないかというような考え方になっていますので、まさにここに書いてあるとおりだと思います。

実際に、例えばイギリスの例でいきますと、1947年7月1日以前に建てた建物に関しては、同じ形態の中で、例えば国宝があれば、その1947年7月1日以前に建てた同じ敷地内にある建物の全てが、一番高い国の指定に附属のものとして指定されるという制度が戦後に導入されまして、それによって、神社であれば社務所だろうが、トイレだろうが、何だろうが、全部、一番高いところと同じ扱いにされますので、境内全体がそういう扱いになります。

日本でも、国民から見ると久能山東照宮は国宝であるという考え方が一般的だと思うのですけれども、「実はここは国宝なのだけれども、これはそうじゃないよ」というような考え方をしていないと思いますので、あくまで今の考え方は建築家に偏りすぎている考え方ではないかと思いますので、「文化的空間」という考え方にはなっていないことを変えてもいいのではないかと考えます。

もう一つ、ここに出ていないのですけれども、戦前ですとか60年代、70年代ぐらいまでは、世界遺産も含めて権力者建築が文化財であるという考え方が非常に一般的だったかと思えますけれども、この考え方が次第に変わりつつあります。実際の指定文化財で見れば、まさにそういうふうに反映されていまして、最近、インダストリアル世界遺産だとか、そういう考え方も、やはり最近のところも含めて、ただ単に宮殿だとか大聖堂のみにするというのではなくて、より広い考え方で文化・文化財を捉えるような動きになっているかと思えます。

実際の数字でいきますと、これは直近のデータだと思いますけれども、日本は、国宝は

223件だと思うのですけれども、イギリスを見れば、日本という国の半分ぐらいしかない国で宗教施設は日本の1割もないところであるにも関わらず、イギリスは国宝が9,310件あります。重要文化財でいきますと、日本は2,242件前後だと思うのですけれども、イギリスで診れば2万1,767件あります。

これが一番重要なのですけれども、それ以外の、この上の国宝・重要文化財にステート日本だとか、宮殿だとか、貴族の館は非常に多い。教会も多いのですけれども、民間のところが一番反映されているのは、日本で言えば登録の文化財ですけれども、日本はそうはいつでも大体1万件ぐらいだと思いますが、イギリスは34万3,000件ありますので、全然文化の捉え方が違うと思います。

観光マインドだとか、文化とか、そういうものを考えると、では権力者に限るものなのかというと、私はそうは思わないのです。例えば私は「京町家友の会」の会長もやっていますけれども、ああいうふうに大きい二条城は文化財ですけれども、京都の市民が住んでいたところは全部潰して消していいのかというのですが、そうは思わないので、本来は余りにも狭い文化財の定義をそろそろ考え直してもいいのではないかと思います。

また、これもイギリスの基準なのですけれども、1700年以前に建てた建物が、ある程度の原型を留めているものに限りませんが、全部、国の文化財に指定されています。これは例外なく全てになっています。1840年以前は、原則全部指定されていまして、直近で戦後初めての国宝の指定も、建造物の指定もありましたので、戦後の建物も既に国宝に指定されるような形になっています。

フランスを見ましても、日本の国宝・重要文化財に相当するもので4万4,236件ありますので、やはり文化・文化財の捉え方が全然広いということが言えるかと思います。

ここのポイントに書いてありますように、周遊ルートだとかいろいろなことが書いてありますけれども、周遊ルートはなかなか日本的な考え方で、海外では全く人気がありませんが、(笑) こういうようなゴールデンルート等々は、こういう問題ではないじゃないかと思うのですが、やはりもう少し活用の方を考えていって、ロコミをもってその魅力をより感じてもらうような努力の方が大事ではないかと思います。

活用なのですけれども、日本国内にいますと、「活用イコール公開」「活用イコールできるだけ多くの観光客に来てもらう」という考え方ですけれども、私はこの考え方は非常に古いと思います。

実際には、今までの、特に戦後を見てみますと、どんどん開けておいて、ただ実際に中

を見ると、解説もない、歴史の再現もない、楽しみがほとんどない、飲食対策が例えば同じ境内の中にあるかというところ、普通はありません。人間が来ているにも関わらず、座る場所も用意しないというところなので、これが文化の紹介なのかというところ、文化の紹介になっていないと思います。

結局、解説のところを見ると、最近、私が特別顧問を務めさせていただいている二条城を見ますと、実際に改革した後に海外からのトリッパーアドバイザー等々の口コミのところでクレームが激減しています。手前みその話ですけれども、一般常識的なことをやっているだけなので、結局は昔は空っぽの部屋の連続で、何の背景も分からないし、そもそもこれはもともと何だったのか自体も分からないということで、多少のそういう解説板を設けることによって、クレームが激減していることは事実としてあります。

その解説板を前は解説板として文化財修理ということになりますと、ほとんど皆さんが建築家が非常に多いので、結局、建築家の情報しか入っていない。そうすると、二条城の場合ですと、八つの棟から構成している建物で、800畳の畳が敷かれてあるというような解説だったのですけれども、不動産屋さんではないので、何畳なのかは関係ないと思うのですけれども、やはりそういうことではなくて、將軍の施設であると。將軍とは一体何だったのかとか、大政奉還が実際に発表されたところで、大政奉還とは何だったかは、その建物の物理的にどう建てたのかとか、いつそれが国の指定になったのかということは別にこの情報がない方がいいとか、なくてもいいということではないのですけれども、それだけでは困るところなので、この活用のところで、ただ単に見せるとか、そういうようなことではなくて、より多面的に楽しめるような形にもっていった方が求められているのではないかと思います。

ここに1ページで危険のことが書いてありますけれども、バーチャルリアリティーで「レプリカなど」と書いてあるのですけれども、先ほど申しましたように、こういう高度なことをやる前に、低次元のことやるべきだと思います。(笑)

バーチャルリアリティーというのはほとんどない予算が掛かりますし、アプリケーションを作っても、ローマ字になっているのだけれども、英語のネイティブの人が分からない、下手な多言語化されているようなものが、それは瞬間的にダウンロードすることができると言われていても、中身がない以上は、それが速く来るだろうが、遅く来るだろうが、関係ないものなので、やはり低次元的なことをまずやるべきではないかと思います。

海外のものを見てみますと、バーチャルリアリティーというよりは、台所であれば火が

暖炉に入っている、入っていないのかとか、二条城であれば将軍はどういう料理を食べていたのかとか、そもそも将軍はどういう服装をしたのかとか、こういう初歩的な歴史の再現、解説、楽しい勉強の場を提供することが一番大事だと思いますけれども、ただ単に牡丹の間の、これは実際にあった解説ですけれども、「牡丹の間の壁画に牡丹が描かれています」というような表現、そういうような解説を求めているわけではない。公家と武家は何の違いがあるのかとか、こういうようなところの方が大事ではないかと思います。

文化財のところで、ここに抜けていますけれども、やはり人間が見に来ているわけですから、勉強できる、楽しめる、日本の文化、伝統ですとか、そういうもの全部を総合的に体験ができるスペースになることが求められていますので、どうやって滞在させて楽しい時間を提供することができるか、当然ながらそういうところで人間ですから、トイレだけではなくて、座る場所、それから飲食対策が必要ですので、誰も内部で飲食をさせなさいということではないのですけれども、どこかでそういうようなものがあってしかるべきではないかと思います。

この間、二条城で後水尾上皇の行幸の再現をするときに、黒書院に何十年ぶりに池坊の家元にお花を生けてもらったというのは、こういうものが一番求められているものなので、この欄間彫刻は何がどうだというよりは、そういうものを含めた展示の仕方が求められているのではないかと思います。

多くの文化財の場合ですと、全部の部屋が全く空っぽになっていることも非常に不評であります、もともとの日本人が使ったものですので、実際の間がどういうふうに使っていたのか、どういう飾り方等をしたのかということが全く出ていない、表現されていないので、中身は東京国立博物館にあって、建物はそのままあって、人間はどこへ行っているのか分からないということではなくて、総合的にそれを展示する必要があるのではないかと思います。

細かいところですが、文化財を国立博物館で写真が撮れないことは決定的なマイナスです。昔のフラッシュの時代ではそういうことをさせないのは分かるのですけれども、今はフラッシュの時代ではないので、全世界どこへ行っても写真が撮れるようになっています。

この間、東京国立博物館に行ったときに、茶の湯展で写真は全部だめですと。では、この入り口に何も写っていない御挨拶の文はどうですかと言ったら、それもだめですと。(笑)では、このごみ箱の写真を撮るのはどうですか、これはだめですと言われて、これ

だと何の楽しみもないので、例えば二条城であっても、壁画がもとの壁画でもないにも関わらず、部屋にも入れないし、写真も禁止されています。なぜそういうものを禁止するのか意味が分からない。そういうところは、文化・文化財を殺しているだけだと思いますので、もう少し柔軟に対応すべきではないかと思います。

ここで関連するのですけれども、海外の文化財の入場料の平均が1,891円になっています。日本国内は593円しか取っていません。それは、文化財は公共性があって、安く一人でも多く見てもらうという、昔の昭和の時代の常識だと思いますけれども、今はそうではなくて、保存修理、また、継承させていくために、国がここまで苦しくなった以上、また外国人がいっぱい来ていますので、外国人は1,891円払っているものですから、そういうような人たちに対応するように、高くしていく必要があるかと思います。

問題なのは、なぜ593円なのかというと、開ただけでほかのサービスは全く何もありませんので、最低限の付加価値しかないわけなので、593円です。これは公共性云々ではなく、おもてなしは何もなくて、何のおもしろみもなく、何のサービスもないからこうなっています。海外の1,891円でいろいろな文化ですとか、伝統ですとか、いろいろなことが分かるので高くなっているのです、より付加価値が高くて楽しめるようなものになっていますので、だからこそたくさんの人が見に来て、その文化の理解が深まって、同時にそれは世界に発信されるという好循環になっています。

その収入的な考え方は、国としても観光戦略の中で、今現在の外国人観光客の1人当たりの支出金額の平均が15万円ですけれども、2020年までに20万円、2030年までに25万円に引き上げていくということですので、観光で言えば「自然と文化」ですから、国としては文化の単価を高めていくという方針になっていますので、ここもそれに沿ってやっていくべきではないかと思います。

最後の修理のところですが、修理の会社の社長としては、今まで以上に一般住宅だとかそういうところから日本文化はどんどんなくなっていきます。技術も使われなくなってしまっていますので、やはり文化庁さんのところで計画的に修理を実行することによって、計画的・戦略的にやることによって技術を継承する。要するに民間によって継承されるということで、業者任せではなくて、計画的・戦略的に実行することによって技術を継承させるしか方法はないと思います。

今まで以上に業者に対して丸投げみたいな形ではなく、きちんとした形で要求を出して、厳しくチェックする必要があるのではないかと思います。若い人を育てない会社が、利益

のために若い人を育てないですとか、そういうことをやっていますけれども、民間の自費修理であれば分かりますけれども、補助金を使っている以上はそういう話を通るはずもないのですけれども、やはりきちんとした形で若い人を育てている会社を優先するのは当たり前の話だと思いますし、国交省さんの一般建築の企業の場合ですと、若い技術者を育てている会社の入札における条件の有利な優先の条件が入っているのですけれども、なぜか文化財には入っていないということで、一番求められているところにそういう条件がなくて、そこまで求められていない国交省さんの方でそれがきちんとした形が入っている。この矛盾もなくすべきではないかと思います。

【亀井委員】 恐れ入りますけれども、まとめてください。

【デービッド・アトキンソン社長】 最後になりますけれども、これから2050年までに日本人の数が4割減ります。労働者が4割減る中で、どう考えても文化・文化財に関わっていると、申請の山のような書類は、どう考えても人が減っていく中でこの制度がパンクしてしまうことは時間の問題だと思います。そういうところも文化財云々ということなのであれば、そろそろそういう大量な書類をインターネットでできるようにするとか、要らないものをコンピューター、AI等々で対応する形を考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

【亀井委員】 ありがとうございます。大変参考になる、中には耳の痛い話もたくさんございましたけれども、どうもありがとうございました。

これから意見交換をさせていただきたいと思います。

嶋村様、あるいは西井様、アトキンソン様に対する質問、御発表に対して御意見がございましたら、自由にいきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、皆さんが考えているときに私から一つ嶋村さん伺いたいと思います。保存計画の位置付けをもう少し変えたらどうかというようなことでの提案がございました。保存計画は文化財保護法の中で、「保存条例を定め、必要な事項を市町村の条例で定める」ということで文化財保護法の規定になっているのですが、具体的には文化庁から標準条例という形で、こういう形で作られたらどうかと、その中に「保存計画に定める事項」ということで幾つか項目がございますよね。ですから、自主的に自治体が定めることができるための最低限の中身を示したと理解すれば、保存計画の中に、例えば特定の資格を持った人の位置付けをするとか、それから、空き家対策もろもろさせていただく、あるいは管理・活用を

するような任意の団体を認定団体として位置付けるとか、条例の方でできるのではないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

【嶋村局長】 当然、自治体の方で定める保存計画の中に位置付けることが可能なものもあるのだらうと思います。それは、そういう担当する者のことであつたりとか、あるいは活用を図る人等をその中に入れていくということもございますけれども、一つはその計画を作るのが選定を受ける条例を作る段階でやるわけで、保存に取り組む初期の段階で、どういう内容のものを作るべきだということの中にも、そういうふうなことを含めていただくことで、最初から取組としてできていくということがあるのではないかと思うところが一つです。

もう一つは、どうしても伝建の制度は市町村、例えば地域に住まわれている方が主体でありますし、そこに一番近いところにある地方自治体が、地区の現状変更も含めて計画の推進を図る役割を担っているわけです。保存地区の中では市だけではなくて、県でありますとか国の事業なども行われるときに、例えば現状変更に関して言うと、国や県の事業は協議だけで、やはり市町村が定める計画であるがゆえに少し立場の弱いところも現実的にはあるのではないかと考えています。もう少し全国的な流れ、あるいは大きなこういふ波の中で動いていくときにあつては、この保存計画自体が法の中で位置付けられることによって、もう少し前向きな動きが取れるのではないかという思いもあります。

例えば、伝統的建造物の特定は保存計画の中で行われますので、例えば建築基準法の適用除外の対象にはなりませんし、先ほど現状変更のことも申しあげましたけれども、地区で判断できない場合なども生じてくるという意味で言うと、できれば保存計画自体が法の中で若干位置付けを高めることによって、ほかの国の制度などとの調整がしやすくなるという意味があるのではないかと考えています。

【亀井委員】 ありがとうございます。

どんな意見でも結構です。どうぞ。

【西村委員】 ありがとうございます。

尾道市の発表を聞いていて思ったのですけれども、本当にいろいろなことをやられていて、一つのモデルになると思いました。

発表の中で思ったのは、「歴史文化基本構想」がある種、マスタープランのようになって、そこに幾つかの部門別の様々な計画が位置付けられていると。これは、今後の一つのスタイルではないかと思うのです。それをマスタープランとおっしゃって、多分、私はマ

スタープランとしてきちんとこういうものがあるべきだということを、もうちょっと強く全国の計画の中に尾道のようなことをやれる、やるべきであるということがはっきりされるべきではないかと思うのです。

そのときに、基本構想というのは、今は基本構想になっているけれども、構想というのは何かを持っていますということなので、幾ら何でも表現が自信のなさの表れだと思うのです、文化庁が余りこういうことをやっていなかったことの。やっぱりこれは基本計画だと思うし、もっと言ってもいいかもしれないぐらいのものだと思うんです。それはきちんと法律の中に位置付けられるということがどうしても必要だと思います。そうすると動くのではないか。

それともう一つは、きょうの全体の意見の中では余り、そしてまた、いろいろなところになかったのですけれども、そういうマスタープランがきちんと位置付けられると、文化財の周辺まで含めた、きょうも面として考えるのが非常に重要だというお話がありましたけれども、文化財に指定されている内側だけでなく、文化財の外側まで含めて何か文化財の価値を構成するといいますか、先ほどの尾道の例だと、すごいタワーマンションがそばに建ったら、尾道の文化的景観が台なしになるわけですよね。史跡や重要文化財の建物の隣にタワーマンションが建っても同じようなことが起きると思うんです。

でも、今の仕組みだと、それは文化財の指定範囲の外だから、よほどその建物が倒れてきて文化財を毀損するようなことがなければ、何も言えないとか言っていないわけです。

やっぱりこれは全体として非常に片手落ちではないか。もう少しバッファゾーンというか、そこまで文化財の価値を保障するものなので、そこまで含めて計画が及んだり、いろいろな現状変更行為がチェックできたり、文化財の中は非常に精密にチェックしておられるのに、一歩外は全くやっていないというのは、すごくアンバランスだと思うんです。アトキンソンさんもおっしゃいましたけれども、中の手続は異常なぐらい細かくて、いろいろな計画を立てるのも異様なぐらい手間が掛かってお金も掛かるのに、外側に対しては何もできていないのは物すごくアンバランスだと思うんです。そこをきつとつなぐのが「歴史文化基本計画」みたいなもので、そこにうたうことでそういうものがやれるのだということにするのが必要なのではないかと思います。

【亀井委員】 ありがとうございます。

文化財保護法と関連し深く関わる芸術文化振興法が「芸術文化基本法」に名前を変えて、

なおかつ基本的な方針が基本計画を立てるというふうに一歩進化したのです。

ですから、今、西村先生が言われているように、基本構想も「基本計画」と名前を変えて、それを法的に位置付けるというような作業が、多分、必要になってくるかなと私自身も思っております。

藤井先生、どうぞ。

【藤井委員】 きょう、大変おもしろい具体的な事例をお伺いしたと思うんですけども、まず、例えば尾道の場合に、一連の計画の中で、これは空き家再生プロジェクトという、これは決定的に非常に大きな、要するに文化財と非文化財を連続して、文化財と非文化財を今までも議論にありましたようにどのぐらい分ける意味があるのかという問題もあるのですが、連続的にあって、それで空き家が放置されていたら町が壊れていくというのを、そこを使うことで町が維持できるというのは、日本中、実は文化財に限らず非常に重要な問題になっているわけですけども、それがこういう形で、何がしかの適切な行政的な手当と民間活力を使って実現しているのは、非常に重要な事例だと思うのです。

法律あるいは仕組みができて、行政の場合は計画ができていても、現実のノウハウのような形でこれが周りに分からないと、絵に描いた餅になってしまいます。私は、こういううまくいった事例はどうやればできたのかというノウハウ集のような具体的事例集みたいなものを積極的に作って、それを共有していくという。何通りか方法があると思うんですけども、尾道はこうすればうまくいったというような、そういう形で情報共有をやらないと、計画と情報共有を同時にしていかないと、絵だけ描いて計画を作っただけで中身が実現できないのは頻繁に起きるのではないかと思います。

それから、アトキンソンさんのお話の中でも、例えばこれは文化財と観光を考えると非常に重要な話が幾つかあったと思うんですけども、解説板の不足とか、これは私たちもいつも現場でいろいろなことを御相談しながらどういうことをやろうかというときに、すぐ3Dでやればいいだろうとか、あるいは何で3Dでやろうかという、復元したいと言うから、それはお金が掛かるからやめて3Dにしましょうと言うんですけども、3Dも要らない、要するにむしろ文化的な解説をきちんとやった方がはるかに意味がある。

これは、どういうことを現場で起きたか、どういうふうにしたらうまくいったかという事例が少なすぎるんです。どこかの遺跡にこういう掲示板を作りましたと、その程度の話しか実は知らないですね。共有されていない。

ですから、やはりこれも二条城であれば文化の総合学習の場をどうやってうまく作った

のかというふうな情報をなるべく広く共有することによって、要するに現場のうまくいった方法を共有できる方法を考えることが重要なのではないのでしょうか。

【亀井委員】 問題は誰が中心となってやっていくか、その物によっては違うと思うんですけども、文化庁さんがやるべきこと、政策的に展開すべき情報の発信というものが恐らくあると思うので、その辺はちょっとお考えいただくことが必要なのかなと思いますし、また、各自治体で横の連合体がありますよね。歴環都市協議会であるとか。そういうところでの情報の共有もありますし、いろいろな媒体を通じて、ここではこういうことをやってうまくいっているというような情報が自然にいけるといいのですが、もし中心となってやるということであればエネルギーが要る話ですので、その点、アトキンソンさんはどのようにお考えですか。二条城の事例は非常に参考になると思っっているんですけども、二条城みずから全国の城郭の在りようについて発信するような発想はあるんですか。

【デービッド・アトキンソン社長】 一番最初に作ったときに、これが実際に受けるかどうか、評価されるものなのかどうかは、試験的なところがあったんですけども、実際に作ったら、先ほど申しましたように口コミが一番信頼できるものなので、前に比べてどんどん、例えば二条城の口コミの5点満点の中の点数が上がってきていまして、実際に今の形にしてからは、1点とか2点の評価はほとんどないことになっています。

姫路城と比べてみると、天守閣は前には展示があったのを全部空っぽにしてしまったことに対する苦情や物すごいブーイングがいっぱい来ていますので、やはりただ単に上に上っているだけで何がいいんだ、よく分からないとか、何のつもりで1,000円取るんだとか、そういうような話がいっぱいあります。

二条城でやっていくときに、学芸員だとか二条城事務所は建築家が多いので、そうすると、屋根裏の小屋組がどうなっているんだというのは物すごく興味はあるんだけど、(笑)実際にこのスペースにどういう歴史があったのか、そもそも歴史は知らない人が非常に多くて、あとはその中の文化といっても、実際にはほとんど文化を知らない人が多いんです。

ですから、実際に今回の解説板を作るときに、女性もいれば、男性も来れば、若い人もいれば、高齢の人もいますので、その壁画の意味合いだとか実際にどう作ったのかは、いろいろな多面的な情報を集めるのにかなり苦労しました。ほとんどの場合は、簡単な例でいけば、これはひどかったんですけども、解説板を作るとき、二条城事務所は業者に発注したんですけども、私は監修だったのですが、最初は大きな、このぐらいの大きさの

解説板を作ったのです。実際には牡丹の間が一番見事だったんですけども、牡丹の間のところで「牡丹の間」と漢字で書いてあって、その下に13か国語で「牡丹の間」と書いてあったんです。(笑) 大体4分の1ぐらいがそれで埋まってしまうので、実際に来た人からすると、これは何の価値もない情報なのです。それで、大体1割ぐらいが禁止事項で、(笑) 全部の解説板に同じ禁止事項が載っているのです、これはもうスペース稼ぎだなと思いました。

もっとすばらしいのは、半分ぐらいが目の前にある牡丹の間の写真でした。これは全く何の価値もない、ただ単に予算を消化しましたという話だと思うんですけども、すばらしいのは、解説のところ、牡丹の間の壁画に牡丹が描かれていますと。牡丹が描かれているから「牡丹の間」と呼ばれていますと。これが解説なのです。

例えば三の間も同じだったのです。「三の間」と書いてあるだけで、壁画に竹と虎が描いてありますと。私は、それは見れば分かるでしょう、その程度の話ならと。こういうことなのです。

結局、そういう情報を探してくるのは大変で、実際には文化財全般もそうだと思いますけれども、建築の専門家はいるんですけども、あと修理の専門家はいますが、その内部の人間の文化の専門家は一体どこにいるかというのは一番苦労したところで、解説を作るときに、それが一番苦労するところだと思います。

ただ、間違いなく観光客は、これが何畳だとか、物理的にどう建てたのかとか、そういうのは興味がないわけではないですけども、割とそういう趣味の人が案外少ない。ですから、大体、人間がなぜ建てたのか、なぜここなのかとか、どう使ったのか、歴史的イベントがここに何が行われたのか、こういうことを知りたいのです。床の間が、これは何々造りの床の間ですというのは興味がないわけではないんですけども、どう飾ったのかの方が、多分、9割の人が興味があるんですけども、これはどういう造りなのかという、書院造りがどうのこうのと、こういうようなことに興味がある人は、厳しく言えば文化庁さんと文建協さんぐらいだと思うんですけども、それ以外の人はそんなに興味ないです。(笑)

【亀井委員】 どうぞ。

【岩崎委員】 京都大学の岩崎といいます。

アトキンソンさんに2件お尋ねしたいのですけれども、まず一つは、修理に関係することです。

若い人たち、技術者の育成ということを、仕事を取るときの指標に国交省がしているけ

方、経営戦略に沿って動きますと、その数値が上がってきます。

実際には、工事の大きさによって経審の点数が何点以上の会社だけが入札に参加できるとか、こういう複雑なものであればこういう経審が非常に高い数値だけになるとか、客観的な水準をもって健全経営をやっている会社の方が優先されるという制度になっていますので、何十年間、国交省さんで一般建設になりますと、いろいろなしがらみだとか、いろいろな問題が発生していることの実事の中で、どうやって技術と、公平性と、企業経営の健全性を担保するかということを考えて立派にできている制度だと私は思いますので、残念ながら今はその経審の制度が建設行為の中で唯一導入されていないのは文化財だけなのです。でも、特殊技術である以上は、ちゃんとした技術を担保するためにできている制度なのに、文化財こそ特殊技術で職人だとか健全経営を優先しなければいけないにも関わらず、唯一使われていないところなので、これはなぜなのかは、私としては不思議なものだと思います。

【岩崎委員】 今のお話は日本の国内の制度という問題で、文化財の修理は国が行う他の事業とは異質であるということの御指摘だったのですけれども、ヨーロッパの文化財の修理においては、そういう入札制度とかそういう制度はどうかということをお教えいただきたいのです。

【デービッド・アトキンソン社長】 海外の場合は、国によってばらばらなのですけれども、多くの場合は文化財修理は国家資格になっていますので、国家資格を持っている、持っていないというのが一つの基準になっていますので、それを持つての入札制度ですから、日本はほとんどの場合は国家資格はありませんので、そうすると、ほとんど一般競争入札なので、誰がそれをやるのかは全く無防備の状況にあります。海外の場合は国家資格が必要になります。

私、いつも思いますけれども、皆さんの髪の毛を切るために日本では国家資格が要るんですけれども、人の頭をいじるためには日本の国家資格が要るんですけれども、国宝をいじるためには何の資格も要らないと。この制度で一体何が残るのかはよく分かりません。海外ではそういう国家資格がほとんどの場合は必要になってきますので、それが入札条件になります。

我が業界の中では、今現在では認定団体に企業が入っているかどうかということが基準になっていますけれども、ただ、その企業が悪質の会社であれば、当然ながら入札資格は持って業界団体に入っている以上はできるんですけれども、実際に職人を使うか、使わな

いのかという制限はほとんどされていません。その経審もされていませんので、会社としては悪質なのか、健全な会社なのか、これもチェックされていませんので、ほとんど性善説で成り立っているような制度になっています。これは、その改善の方向に動いているとは聞いていますが、まだ改善されている状況ではないです。

二つ目の入場料なのですけれども、国によっては、博物館・美術館をただにするという傾向はあるのですけれども、先ほど申し上げた入場料1,891円は、文化財に限るものになっています。ですから、バッキンガム宮殿だとか、ウエストミンスター寺院だとか、あとはベルサイユ宮殿だとか、そういうような主な海外の有名な文化財、バチカンだとか、そういうところの話ですので、国立の博物館・美術館の場合はただのものは結構多いのですが、ただではないものもあります。

【岩崎委員】 ありがとうございます。

【亀井委員】 どうぞ。

【金野委員】 嶋村さんが来られているので、二つお聞きしたいのですけれども、行政の中での人材の問題で、異動があるのでいつも新人という問題がありますよね。嶋村さん自身は、この文化財に対する深いキャリアを積まれたということでのいいのですか。

【嶋村局長】 伝建の担当を21年しております。異動ということはなしに、幸いにも同じ部署でそのままずっと上に上がってきたというところですよ。

【金野委員】 では、特殊なのですよね。

【嶋村局長】 非常に特殊だと思います。(笑)

【金野委員】 ありがとうございます。

【嶋村局長】 というか、私自身が一応、建築系の技術職として伝統的建造物群の保存を担当する職員として採用されて、そのままずっと担当させていただいてきたというところですよ。

【金野委員】 ありがとうございます。今、文化財を新しく捉え直さなければいけないのではないかという話をしている訳なのですが、伝建の建物を制度はどう見ているかという、「町並みを保存する」という見方です。外からの見た目が大事で、町並みが大事で、建物の中はいつでもよいですよ。建物の中は自由にしてもらっていいですからと制度は言うのです。景観に関する基準も、町並みに関する基準も、外観しかありません。伝建に関する補助制度も、外観にしか出ません。

だから、そこできょうも議論があったように、どう暮らしているかとか、どういう生活

をしてきたから内部空間がこうなっているということは対象にしない。それは問題にしてい
ないので保存しなくていいです、という制度になっている。そのあたりの観点も変えて
いった方がいいのではないか。私は内装も含めて補助金を欲しいとか、そういうことを言
っているのではないですよ。そういう意味ではなくて、何を大切にするかというところが
非常に欠けているのではないか。だから、伝建の町並み、多くの町並みはその通りを歩
いて楽しむもので、建物の中には入れないというものが結構多いんですね。伝建協でその
あたりの議論があるのかどうかお教えてください。

【嶋村局長】 基本的に補助の制度としては、中は全く御自由という話では決してな
くて、やはり外観を維持するためには、建物躯体構造体は非常に大事なものなので、そう
いう構造体をしっかりと修復することは、建造物の安全性だけの問題ではなくて、修復を
する中で、中を住みやすくする生活の場としてちゃんと確保していくということも同時に
行っているということだと思いますので、地区で修復を担当する立場としては、外観だけ
がよくなればいいということでは決してなくて、生活をする場として質を上げていくとい
うところが、修復補助金を出していくことの中で一番大事なところなのだろうと思います。

私ども、伝建協の中でも、多くの地区は生活の場なのだという意識を強く持っています
ので、やはり一つは、その地区に住んでいらっしゃる方の生活というものをいかにしっ
かりとさせていくか。そういう生活を今後も継続的に確保していく中で、観光など多くの
方に来ていただくということとうまく関わりを持っていかないといけないでしょうし、そ
うすることによって地域がさらにそこで住み続けることができるようになってくるのだと
いう、そういうふうな考え方をしています。

【金野委員】 ありがとうございます。

【藤田委員】 一つよろしいですか。

【亀井委員】 はい、どうぞ。

【藤田委員】 公共建築協会の藤田ですけれども、尾道市さんに確認したいのですけれ
ども、先ほどの説明の中で、ある時期に教育委員会の中の文化財、建築の関係のところか
ら、市長部局ですか、市長さんというか、ほかの財政とか、建築とか、都市とかというと
ころに移られたというのですけれども、それはどんなような経緯でなられたのかなとい
うのがあります。

それは、私自身としても、教育委員会の方で例えば仏像とか絵画とかはいいのですけれ
ども、やっぱり町とか建築になると、財政とか都市計画、それから建築基準法とか、いろ

いろ絡んで商業の方も絡んでくると思うんですけども、そういったことがこれから、地方公共団体によって違うかもしれないけれども、一つのいい方向ではないかと思ったので、その辺の経緯を教えていただけたらと思います。

【西井主任】 先ほどお話しした教育委員会から市長部局に異動したのは、平成27年の4月でして、ちょうど日本遺産に認定される前なのでですけども、一つは歴史まちづくりを重点的に進めるために、教育委員会部局よりも、先ほどおっしゃった建築とか都市計画とか、あるいは観光、商工、そことより連携が取りやすい市長部局、市長直属のところ、しかも企画財政部なので財政も持っているところなものですから、かなりそういった重点的にそこに集中的に予算が付きやすいところもありまして、機構改革により市長部局に属しています。

ただ、それより前の教育委員会的时候も、連携はずっと今までも市長部局とはしていたんですけども、今はより連携が取りやすくなっているという状況かと思います。

【藤田委員】 そうですか。ありがとうございます。

【亀井委員】 西井さん、せっかくですので、先ほどちょっとはしよらせてしまいましたけれども、是非ここだけは報告しておきたいということがあれば、是非お願いします。

【西井主任】 今、私どもの方で逆に課題というか問題となっているのは、ちょうど今、嶋村さんもおっしゃったように、専門職という意味では、私どもには建築の専門、いわば文化財の専門職がないのです。私は埋蔵文化財の専門なものですから、もともとはそっち側なので、要は文化財専門職、中でも建築系がないということがありまして、これだけ文化財、特に建造物が国宝・重要文化財、あるいは未指定のもの、先ほどの御紹介したのも未指定のものが多いんですけども、それらをちゃんと見られる専門職がないのが私どもの課題でもありますし、民間には建築士さんはもちろんいらっしゃるんですけども、そこも言ってみれば性善説になっているわけで、外観保全とかですね。

と言いますのは、結局、基準がまだ、特に未指定のものについては空き家再生とって、どの段階に再生するのかという難しい問題があったり、あるいは、これも補助金を出しているのですが、老朽危険建造物が実はありまして、要は潰さざるを得ないというものです。所有者もいないし、空き家になって長いし、もう潰さざるを得ない、ただ、歴史的には貴重なものもある。

ただ、今、それらを救える手立てがないわけです。所有者がこれは潰したいと言えば、そこに補助金を出して潰さざるを得ない状況もあります。その線引きといいますか、基

準がまだ私どもの方でもできていないことがあります。もしそういったことが全国的にそういう事例があったら、教えていただければと。そういった基準をどこかで作っていただければ、より空き家再生なり、歴史的建物の保全もできてくるのではないかと考えております。

【亀井委員】 ありがとうございます。

【中川委員】 一つだけいいですか。

【亀井委員】 はい、どうぞ。

【中川委員】 尾道については、ホテルにした例が紹介されていましたが、確かその事業者の方だと思いますが、本学に1回相談に来られたことがあるのです。我々も、改修設計のような事でお手伝いできるかと考えたんですけども、その事業計画を聞いてみると、何というか、商業ベースの考え方が強いので、大学でお手伝いすることはどうかと逡巡したという経緯もあるのです。

最後の方に紹介されているサイクリングホテルなども、これはかなり大胆な改修をやられて、非常に人気になっているところですけども、そうした経営的な成功は重要ですが、それと文化財保存とどのようにバランスが取れるのか。それは、事業者の質の問題になりますね。きょうのお話の中で伝建協さんも、活用や管理を担う人の位置付けの重要性を指摘されました。この点が、きょうのお話で共通して重要な点だろうと思うのです。

結局、文化財の所有者と、それから行政との間に入り、活用をちゃんとプロデュースできるような民間の人が入ってくるのは非常に重要なことなのだけでも、その人たちの質保証をどうするのか。そこがポイントなんだろうと思うんです。

そういう意味で、尾道さんの取組は注目されます。事業者の質保証だけではなく、それら業者の調整も必要になります。つまり、事業が民間に任されるときに、それをどう評価し調整して、全体のマスタープランの中にどう落とし込んでいくのか。その辺は大変御苦労されているのではないかと聞いて聞きました。

非常に先進的な事例になると思いますので、その辺りのことで、補足いただけることがあれば、聞かせていただけるとありがたいです。

【西井主任】 そうですね、基本的に私どもで例えばサイクリングホテルとか大規模な建物、特に重要な歴史的建造物であり、かつ大規模な改修が要って、かなりの高額な改修費が掛かるとか、あるいは県とか市をまたいで、この上屋倉庫U2は県の建物、もともと県営の倉庫なのです。それを改修するということで、広島県との連携もあります。

そういったときには、今ちょうど企画財政部のところなのですが、この政策企画課やそういう市全体の統括ができるところが全体調整をして、それぞれに文化財的な歴史的な位置付けですとか、あるいは安全性は建築指導とか、そういうふうに割り振りを、今とりあえずは私どもでしているのですが、ただ、それもまだ模索しているという段階で、まだまだ多分、これから大きな建物が出てきますので、そのときにどうするかは、まだ現在も直面している課題となっております。

【亀井委員】 ありがとうございます。

予定の時間になりましたので、まだまだ委員の皆様、いろいろ質問したいという気はあろうと思いますけれども、もしその場合には、菅野さんにこういうことをさらに聞きたいというような、先に帰られた飛鳥建設の社長さんに対しても、まだあろうかと思えます。そこで集約していただいて、各きょうの発表者の方でまたそれに対する答えを書いていただいて、次回に文書で出していただければと思っております。文化庁、よろしく願いいたします。

拙い進行で予定をちょっと出てしまいまして申し訳ございませんでした。

では、文化庁に戻します。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日はどうもありがとうございました。事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、次回の御日程に関してですけれども、7月10日、月曜日の午前10時から12時まで。場所は合同庁舎7号館の東館、文部科学省本省のビルの3階で開催いたします。詳細、場所等につきましては、また追ってメールで御連絡いたします。

次回なのですけれども、本日までヒアリングということでございましたが、今回は「地域における文化財の一体的な保存と活用」という今回のテーマにつきましてディスカッションということでできたらと思っておりますけれども、もし委員の皆様からも御議論、御提案などありましたら、御発表いただきたいと思いますと思っております。

その際に、具体的に資料のような形で、皆様の日頃からのお取組を踏まえてこういったような御提案があるといったようなことを、資料などのような形でお出しただけのようでもございましたら、次回の会議の場で配付させていただきたいと思えます。日程としては次回会議のその前の週の木曜日、7月6日ぐらいまでにこちらまでお送りいただければと思っております。次回御欠席を予定されておられます先生方に関しましても、もしよろしければ、是非、提出いただければと思っております。

いずれにしても、詳細につきましては追ってメールで御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【亀井委員】 最後に配付資料の確認なのですが、前回、岩崎委員から資料要求がありました毀損の実例とか何かは、これに入っておりますよね。

【菅野伝統文化課課長補佐】 はい。御説明が不足しております失礼いたしました。

本日配付させていただきました参考資料4, 基礎資料ですが、少し事務方の方で追加させていただきまして、写真ですとか様々な基礎データですとか、前回、岩崎先生から御質問のありました内容に関しましても、例えば毀損の事例ですとか、文化財の国庫補助事業がどのくらいの程度で行われているかとか、修理後の入館者数とか、そういったものを少し充実をさせていただいております。まだまだ不十分なところはあるかと思っておりますので、もう少し我々の方でも作業を進めまして、次回また検討の際に少し全体として基礎資料の御説明をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【亀井委員】 どうもありがとうございました。

では、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

— 了 —